

契約名称	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約によることとした理由	主管課
札幌市水道局ポトルドウォーター「さっぽろの水」製造	平成27年8月12日	ゴールドパック㈱	4,244,724	市内にペットボトル水の生産ラインを所有し、かつ、本市競争入札参加資格者である飲料品製造業者は十数社あるが、いずれも、「自社製品のみを製造している」などの理由により、請負える業者は一社もない中、ゴールドパック株式会社は、本市競争入札参加資格者名簿に未登録ではあるが、恵庭市内にペットボトル自社工場を所有し、「さっぽろの水」を万本単位規模で製造することができる唯一の業者であるため、同社に発注することが妥当と判断される。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	中部料金課
西岡ポンプ場自家発電設備整備修繕	平成27年7月13日	日立パワーソリューションズ 北海道支店	2,106,000	本修繕の対象となる自家発電設備は、株式会社日立製作所が納入・据付したものであり、西岡ポンプ場において停電時に施設の全電力を賄う唯一の非常用発電設備である。当該修繕では、機器メーカーの技術基準に基づいた修繕・調整・良否判断を求めている。非常用発電システムとしての機能の維持・回復を図るものである。対象機器については、業者独自の技術開発により製作したものであり、設計・製造に関する未公開データや構造の専門知識に加え、過去の整備データを継承している業者でなければ、適正な修繕や総合的な性能確認および機能診断、劣化診断における良否判断ができず履行が不可能である。標記業者は、株式会社日立製作所から自家発電設備技術の継承を受けている道内唯一のサービス代理店であることから、標記業者を特定することとする。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	配水センター
緊急用水道資材修繕	平成27年7月8日	大成機工㈱	3,628,800	本修繕の対象となる緊急用水道資材は、災害時等の緊急時に迅速に復旧ができるように必要に応じて山本緊急資材倉庫に保管している重要な資材である。 この内、「CIP割継輪φ400～φ1000」及び「漏水防止カバーφ1650」は大成機工㈱が製作したもので経年劣化による不良箇所(ゴム等の劣化)が見受けられ今後、災害時等の緊急時に使用できないため、解体修理を行うものである。 本修繕にあたっては、製造業者のみが保有している専用部品や整備に必要な技術資料は、メーカー独自の仕様であり一般に公開していない。 標記業者は、当該緊急用水道資材の製造業者であり、以上の履行条件を満たす唯一の業者であることから特定するものである。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	給水課
藻岩浄水場Ⅰ系フロック形成池流入ゲートほか電動弁設備整備修繕	平成27年7月16日	森田鉄工所 北海道営業所	6,426,000	本修繕の対象設備は藻岩浄水場Ⅰ系フロック形成池流入ゲート設備、No.6配水池流入緊急遮断弁設備、ダブルニードル弁設備、藻岩取水場バタフライ弁設備で構成されている。Ⅰ系フロック形成池流入ゲートは、沈殿池排泥等の作業時に使用し、沈殿池運用に必要な設備である。No.6配水池流入緊急遮断弁は、地震等の災害時に緊急貯水槽としての役割を持つNo.6配水池運用に必要な設備である。ダブルニードル弁は水力発電停止時のバイパス取水に必要な設備である。藻岩取水場バタフライ弁は導水管破損等の事故時に緊急取水停止するのに必要な設備である。本修繕の履行時は、浄水処理に支障が無いよう稼働しながら正確・迅速に実施する必要がある。 本修繕の対象設備は上記業者が設計・製造及び設置したものであり、対象設備においては、メーカー独自の開発部品が多く、また整備に必要な技術、資料はメーカー独自の仕様や一般に公開していないものが多いため、メーカーでなければ保持していない。また、本修繕後の試運転や性能確認等の総合的な調整が必要なことから上記業者以外では行うことができない。 以上の理由から、他の業者では施工できないため、上記業者を特定することとする。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	藻岩浄水場
藤野高台ポンプ場ほか自家発電設備整備修繕	平成27年7月16日	東芝電機サービス 北海道支店	1,242,000	本修繕の対象となる自家発電設備は、㈱東芝北海道支社が納入・据付したものであり藤野高台ポンプ場ほか1施設において停電時に施設の全電力を賄う唯一の非常用発電設備である。当該修繕では、製造メーカーの技術基準に基づいた修繕・調整・良否判断を求めている。非常用発電システムとしての機能の維持・回復を図るものである。対象機器については、業者独自の技術開発により製作したものであり、設計・製造に関する未公開データや構造の専門知識に加え、過去の整備データを継承している業者は㈱東芝北海道支社のみであり、適正な修繕や総合的な性能確認および機能診断、劣化診断における良否判断ができず、他社では的確な履行が不可能である。この修繕を履行できるのは、㈱東芝北海道支社より保守・サービス対応等の維持管理業務を移管されている唯一の代理店で、上記の履行条件の全てを兼ね備えている標記業者のみであることから特定することとする。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	配水センター
円山西町高台ポンプ場ポンプ軸受整備修繕	平成27年7月16日	㈱西島製作所 札幌支店	1,890,000	本修繕の対象となる円山西町高台ポンプ場のポンプ設備は、㈱西島製作所札幌支店が納入・据付したものであり、各施設に関して重要な役割を果たすポンプ設備である。ポンプ設備の信頼性向上と機能維持を図り円滑かつ効率的な運転を確保するためには、定期的な点検整備及び劣化に対する予防保全を行うことが必要であり、的確かつ迅速に経年劣化した部品の交換と整備が、設備の維持管理には必要不可欠となる。対象設備には、製造業者独自の開発部品が多く、設計・製造に関する許容クリアランス等の未公開データや構造の専門知識に加え、再整備データを有している業者は、製造業者である㈱西島製作所のみであり、他社では履行が不可能である。標記業者は、当該ポンプ設備の製造業者である㈱西島製作所の支店で、同社製品の販売、納入、点検・整備等を専門に行っており、上記の履行条件を満たす唯一の業者であることから特定することとする。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	配水センター
羊ヶ丘配水池緊急遮断弁整備修繕	平成27年7月21日	㈱栗本鐵工所 北海道支店	1,350,000	本修繕の対象となる羊ヶ丘配水池の緊急遮断弁は、株式会社栗本鐵工所が納入・据付したものであり、配水池の運搬給水拠点として機能するのに必要不可欠な設備である。緊急遮断弁の信頼性向上と機能維持を図り円滑な運転を確保するために、定期的な点検整備及び劣化に対する予防保全を行うことと、経年劣化した部品交換等が必要となる。緊急遮断弁を動作させるためのバルブコントローラーなどのギアの歯当たりやトルクスイッチの設定、設計・製造に関する未公開データや構造の専門知識に加え、過去の整備データを有しているなど、そのバルブにあった調整等が可能であるのは製造業者である㈱栗本鐵工所のみであり、他社では履行不可能である。標記業者は、上記の履行条件を満たす唯一の業者であることから、特定することとする。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	配水センター
白川第1浄水場消火栓ポンプ整備修繕	平成27年7月23日	㈱日星電機	1,188,000	本修繕実施にあたっては、機器の構造など設計データを基に部品の製作・組立・試運転調整などの作業を行わなければ、機器の機能回復は確保できず、また非常時の修理対応にも支障をきたすこととなる。 当該機器の設計・製作業者である㈱日立製作所ではメンテナンスを実施しておらず、左記業者が本修繕における必要な整備技術とデータを㈱日立製作所と共有している唯一のメンテナンス会社である。 以上より、左記業者以外では本修繕を履行することは出来ない。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	白川浄水場
藻岩浄水場No.6流出緊急遮断弁ほか電動弁設備整備修繕	平成27年7月30日	前澤工業㈱ 北海道支店	4,860,000	本修繕の対象機器は、上記業者が納入した製品である。No.6配水池流出緊急遮断弁は、災害時にNo.6配水池からの流出を止め、緊急貯水槽として水を供給するための重要な設備である。また、博善社前導水管電動弁、バイパス入口弁、水車入口弁は藻岩浄水場の水力発電機を運用するために必要不可欠な設備である。 本修繕は、10年毎の点検整備(バタフライ弁A級点検・バルブコントローラB級点検)を行い、試運転調整を行うことで機器の性能の維持、故障の予防保全を図ることが目的である。また、博善社前導水管電動弁については、融雪水が弁室に入り、モータ及び手動操作機が水没し操作が困難となったため、モータの交換及び手動操作機の分解整備、バタフライ弁A点検、バルブコントローラB級点検を行い機能回復を図る。 修繕の履行にあたっては、浄水処理に支障の無いよう正確・迅速に行う必要がある。本機器は上記業者が設計・製造及び納入したものである。機器の整備に必要な技術、資料は製造メーカー独自の仕様で一般に公開していないものが多く、製造メーカー若しくはその系列会社でなければ入手することが出来ない。また試運転における機器の総合的な良否の判断及び調整は、本機器の多くのデータを持っている上記業者以外では不可能である。 以上の理由から、上記の業者を特定することとする。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	藻岩浄水場

旭ヶ丘ポンプ場ほか電動弁整備修繕	平成27年7月30日	前澤工業㈱ 北海道支店	3,240,000	本修繕の対象となる旭ヶ丘ポンプ場及び北ノ沢第1ポンプ場の電動弁設備は、前澤工業㈱北海道支店が納入・据付したものであり、池の運営及び維持管理において重要な役割を果たす設備である。電動弁設備の信頼性向上と機能維持を図り、円滑かつ効率的な運転を確保するためには、定期的な点検整備と劣化に対する予防保全を行う必要がある。的確かつ迅速に経年劣化した部品の交換と整備が、設備の維持管理には必要不可欠である。弁を動作させるためのバルブコントローラーなどのギヤの磨耗やトルクスイッチの設定などは、そのバルブにあった調整等が可能であるのは製造業者である前澤工業㈱のみであり、他社では履行が不可能である。標記業者は、当該電動弁設備の製造業者であり、上記の履行条件を満たす唯一の業者であることから特定する。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	配水センター
白川第1浄水場排水池流入・流出弁整備修繕	平成27年8月27日	前澤工業㈱ 北海道支店	19,440,000	対象機器は、左記業者が独自の技術により設計・製作・据付したものであり、本修繕は機器の構造など設計データを基に部品の製作・組立・試運転調整などの作業を行わなければならない。機器の機能回復は確保できず、また非常時の修理対応にも支障をきたすこととなる。左記業者は、当該機器の設計・製作及び据付を実施した業者であり、他業者では知り得ない本修繕に係る必要なデータを所持している唯一の業者である。 以上より、左記業者以外では本修繕を履行することはできない。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	白川浄水場
白川第2浄水場2号消石灰溶解槽攪拌機修繕	平成27年8月27日	㈱工成舎	3,564,000	当該設備は白川浄水場専用に設計・製作された機器であるため、本修繕で交換する部品については製作当時の設計図を元に、他の部分の磨耗状態・経年変化等を考慮して製作する必要があるため設計データを保有していない者が実施することは不可能である。 左記業者は当該設備の設計・製作及び据付した業者であり、その製作図や整備基準値などといった本修繕で必要となる情報を有している唯一の業者であるため、本修繕は左記業者以外では履行することはできない。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	白川浄水場
白川浄水場3号導水ポンプ逆止弁修繕	平成27年8月31日	㈱荏原製作所 北海道支社	1,728,000	対象機器は、㈱荏原製作所が独自の技術により設計・製作・据付したものであり、本修繕実施にあたっては、機器の構造など設計データを基に部品の製作・組立・試運転調整などの作業を行わなければならない。機器の機能回復は確保できず、また非常時の修理対応にも支障をきたすこととなる。 左記業者は、当該設備の製造・据付業者であり、本修繕を実施するために必要なデータを保有する唯一の業者である。 以上により、左記業者以外では本修繕を履行することができない。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	白川浄水場
藻岩浄水場No.1・2沈澱池電動弁設備整備修繕	平成27年8月31日	㈱栗本鐵工所 北海道支店	7,668,000	本修繕の対象設備は藻岩浄水場No.1・2沈澱池上澄水排水弁設備、排泥弁設備で構成されている。No.1・2沈澱池上澄水排水弁及び排泥弁は、沈澱池排泥等の作業時に使用し、沈澱池運用に必要な設備である。なお、排水・排泥弁は、経年劣化により弁体摩耗が増大するため、定期的な整備を実施し、止水性を保持させる必要がある。また、対象設備整備時は沈澱池を休止させる必要があるため、本修繕の履行に対し、浄水処理に支障が無いよう稼働しながら正確・迅速に実施する必要がある。 本修繕の対象設備は左記業者が設計・製造及び設置したものであり、弁本体や主軸などの主要部については、メーカー独自の開発部品であり、また整備に必要な技術、資料はメーカー独自の仕様であり、かつ一般に公開されていない。また、本修繕後の試運転や性能確認等の総合的な調整が必要であり、上記の技術、資料を有する業者以外では行うことができない。 以上の理由から、他の業者では施工できないため、上記業者を特定することとする。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	藻岩浄水場
藻岩浄水場ろ過池逆洗流量調節弁設備整備修繕	平成27年9月7日	前澤工業㈱北海道支店	3,294,000	本修繕の対象設備であるろ過池逆洗流量調節弁設備は、ろ過砂を洗浄するための設備であり、ろ過池運用上で必要不可欠な設備である。履行にあたっては、浄水処理に支障が無いよう稼働しながら正確・迅速に実施する必要がある。 本修繕の対象設備は左記業者が設計・製造及び設置したものであり、スピンドル、ステムナットなどの主要部品については、メーカー独自の開発部品であり、また整備に必要な技術、資料はメーカー独自の仕様であり、かつ一般に公開されていない。また、本修繕後の試運転や性能確認等の総合的な調整が必要であり、上記の技術、資料を有する業者以外では行うことができない。 以上の理由から、他の業者では施工できないため、上記業者を特定することとする。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	藻岩浄水場
藻岩浄水場Ⅱ系ろ過池コントロール弁設備整備修繕	平成27年9月7日	㈱本山製作所 札幌営業所	7,506,000	本修繕の対象機器は、左記業者が製作し、納入した製品である。ろ過池コントロール弁設備はろ過池の流量調整を行い、ろ過池の管理・運用上必要不可欠な機器である。 本修繕は、バルブA級点検と駆動部分分解整備を行い、電空ボジショナー等の付属する部品類を交換することで、機能の回復を図ることが目的である。修繕の履行においては、浄水処理に支障の無いように正確かつ迅速に行う必要がある。 本機器は左記業者が設計・製造及び納入したものである。機器の整備に必要な部品、技術および資料は、製造メーカー独自の仕様で一般に公開しておらず、製造メーカー若しくはその系列会社でなければ活用することが出来ない。また試運転における機器の総合的な良否の判断及び調整は、本機器についてデータを蓄積していない左記業者以外では不可能である。 以上の理由から、上記の業者を特定することとする。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	藻岩浄水場
発寒川取水場No.3・4導水ポンプ設備整備修繕	平成27年9月16日	㈱西島製作所 札幌支店	8,964,000	本修繕の対象機器である導水ポンプは、河川水を取込み貯留する発寒川取水場に設置されており、その河川水を常時、西野浄水場まで導水するポンプであり、取水設備には必要不可欠な重要な機器である。 本修繕は導水ポンプを分解し、電動機・軸受等の消耗部品等の交換や、組立後の運転調整及び性能確認作業により総合的な機能回復を行い、機器の故障を未然に防ぐための予防保全を図るものである。 本修繕の履行にあたっては、取水停止等の支障が無いよう正確・迅速に実施する必要がある。 本修繕の対象設備は左記業者が設計・製造及び設置したものであり、ケースウェアリング、ジスタンススリーブなどの主要部品については、メーカー独自の開発部品であり、また整備に必要な技術、資料はメーカー独自の仕様であり、かつ一般に公開されていない。また、本修繕後の試運転や性能確認等の総合的な調整が必要であり、上記の技術、資料を有する業者以外では行うことができない。 以上の理由から、他の業者では施工できないため、上記業者を特定することとする。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	藻岩浄水場
藻岩浄水場コンプレッサ設備整備修繕	平成27年9月18日	㈱日星電機	5,076,000	藻岩浄水場コンプレッサ設備は、ろ過流量や薬品注入量の制御に必要な圧縮空気を供給するための設備であり、浄水処理を行うためには必要不可欠なものである。本修繕は、消耗部品等の交換及び分解整備、清掃を行い、設備の予防保全を図るものである。また、本修繕の履行は、浄水処理に支障が無いよう正確・迅速に実施しなければならない。 本設備は、㈱日立製作所にての製造したものであるが、圧縮機本体ブロック等の主要部品についてはメーカー独自の開発部品であり、また整備に必要な技術、資料はメーカー独自の仕様であり、かつ一般に公開されていない。また、本修繕後の試運転や性能確認等の総合的な調整が必要であり、上記の技術、資料を有する業者以外では行うことができない。 上記業者は、対象設備の整備に必要な部品、技術、資料を製造元と共有し、代理店に指定されている唯一の業者である。 以上の理由から、他の業者では施工できないため、上記業者を特定することとする。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	藻岩浄水場
白川浄水場活性炭注入ポンプほか整備修繕	平成27年9月18日	住友重機械精機販売㈱ 北海道営業所	1,944,000	本修繕で使用する交換部品は制作当時の設計図を基に、他の部品の磨耗状態・経年変化等を考慮して製作する必要があるため、設計データを保有していない者が実施することは不可能である。 当該機器の設計・製作業者である兵神装備株式会社ではメンテナンスを実施しておらず、左記業者以外には本修繕における必要な整備技術とデータを供給していない。 以上より、左記業者でなければ本修繕を行うことは出来ない。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	白川浄水場

契約名称	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約によることとした理由	主管課
HT検針・電話受付サブシステムのOS更新に伴う基盤構築業務	平成27年7月17日	日本ユニシス㈱ 北海道支店	47,304,000	HT検針サブシステムにおいては、委託先にて検針データの授受や帳票打ち出し業務、電話受付サブシステムにおいては、転入転出をはじめ水道全般の問い合わせに対応するため受付センターで使用しているシステムである。上記業務にて、平成27年7月にサポート終了となるWindows2003サーバを、次期サーバ更新(平成28年末)まで継続稼動するにあたり、札幌市セキュリティポリシー指針を踏まえ、セキュリティ強化のためアクセスログの採取及びデータ情報の一元化、現行使用OS(エクセル2003)業務アプリケーション基盤(.netFramework1.1)バージョンアップを行う作業である。本業務を遂行する条件として、①複数の業務システムと密接に連携している既存システムの構成全体を十分に理解・把握していること。②機能開発するプログラムを稼動中のシステムに結合する際に既存プログラムとの整合を確実に進めること。③障害発生時には業務に影響を与えず迅速・確実に対応することができる体制が確立されていることが必須である。 上記業者は、当該システムの製造者で、同システムの運用保守業務を行っており、上記条件の全てを満たし、本業務を遂行できる唯一の業者であることから、上記業者を特定する。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当)	営業課
消費税率変更に伴う上下水道料金オンラインシステム等の変更業務	平成27年7月24日	日本ユニシス㈱ 北海道支店	11,070,000	本業務は、上下水道料金オンラインシステム及びハンディタミナル検針サブシステムにおける、平成29年4月の消費税率改定に向けた、変更開発を行うものである。本業務を遂行する条件として、複数の業務システムと密接に連携している既存システムの構成全体を十分に理解・把握していること。機能改修するプログラムを稼動中のシステムに結合する際に既存プログラムとの整合を確実に進めること。障害発生時には業務に影響を与えず迅速・確実に対応することができる体制が確立されていることが必須である。 上記業者は、当該システムの製造者で、同システムの運用保守業務を行っており、同システムの著作権を有しているなど、上記条件の全てを満たす唯一の業者であることから、本業務を履行できるのは、上記業者以外にない。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当)	営業課
おいしい！安全！札幌水道実感キャンペーン業務(企画競争)	平成27年7月31日	㈱アサツーディ・ケイ 北海道支社	21,999,600	当業務は、企画内容の良否が第一義であり、企画の提案には高度な創造性、技術力、専門的な知識又は経験が必要とする。このことから、本件は競争入札には適さないため、公募の企画競争による選考の結果、最も審査内容に合致している案を提示した左記業者と随意契約を行ったものである。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当)	総務課
白川第1ポンプ場ほか直流電源設備点検業務	平成27年7月6日	㈱北海道ジーエス・ユアササービス	1,890,000	対象となる直流電源設備は株式会社GSユアサが製作・納入したものがある。当該業務では、製造メーカーの技術基準に基づいた点検・調整・良否判断を求めているが、外部にはこの技術やメンテナンスデータ・制御シーケンス等の解析・調整データは公開されていない。標記業者は直流電源設備の製造メーカーであり、同社製品の販売・整備・点検等を専門的に行っており、上記の履行条件を満たす唯一の業者である。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	配水センター
宮の森ポンプ場ほかテレメータ設備点検業務	平成27年7月17日	㈱沖電気カスタマアドテック 北海道支社	1,296,000	本業務の対象となるテレメータ設備は、沖電気工業株式会社が製作し、納入・据付したものであり、遠隔地にある機器の制御及び計測値の伝送を行うためのものであり、高区配水施設及び配水幹線の運用に必要不可欠な重要な設備である。当該設備は製造メーカー独自の技術開発により製作され、この設備の技術基準等は外部に公開されていない。当該業務は、製造メーカーの技術基準に基づいた点検・調整・良否判断を求めており設備仕様及び詳細なデータを保有している業者でなければ機能診断及び、劣化診断における良否の判断ができない。また、論理部の良否は技術力や判断力を必要とし他業者では的確な履行が不可能である。この点検・整備を履行できるのは、沖電気工業株式会社より保守・サービス対応等の維持管理業務を移管されている唯一の代理店で、上記の履行条件の全てを兼ね備えている、標記業者のみであることから特定するものである。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	配水センター
宮の沢高台配水池ほかテレメータ設備点検業務	平成27年7月16日	㈱電制	1,220,400	本業務の対象となるテレメータ設備は、株式会社電制が製作し、納入・据付したものであり、遠隔地にある機器の制御及び計測値の伝送を行うためのものであり、高区配水施設及び配水幹線の運用に必要不可欠な重要な設備である。当該設備は製造メーカー独自の技術開発により製作され、この設備の技術基準等は外部に公開されていない。当該業務は、製造メーカーの技術基準に基づいた点検・調整・良否判断を求めており設備仕様及び詳細なデータを保有している業者でなければ機能診断及び、劣化診断における良否の判断ができない。また、論理部の良否は技術力や判断力を必要とし他業者では的確な履行が不可能である。標記業者は、テレメータ設備の製造者であり、同社製品の販売・納入・整備・点検等を専門的に行っており、上記の履行条件を満たす唯一の業者であることから特定するものである。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	配水センター
西・南4幹線ほか超音波流量計点検業務	平成27年7月22日	メタウォーター㈱ 北海道営業所	3,996,000	本業務の対象となる超音波流量計は、安定した水道供給には必要不可欠な幹線の流量を測定する機器である。当該業務では、製造メーカーの技術基準に基づいた点検・調整・良否判断を求めている。当該設備は、富士電機システムズ㈱が独自の技術開発により製作したものであり、設備の仕様及び詳細なデータを保有している業者でなければ機能診断および劣化診断における良否の判断ができない。また総合的な調整も必要であり、他業者では計測値等の精度の確保が困難である。この点検・整備を履行できるのは、富士電機システムズ㈱より事業継承を受けた唯一の業者で、上記の履行条件の全てを兼ね備えているのは標記業者のみであることから特定するものである。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	配水センター
西岡配水調整池・曙ポンプ場流入弁点検業務	平成27年7月30日	㈱電業社機械製作所 北海道支店	4,320,000	本電動流入弁は、㈱電業社機械製作所が制作・納入した特殊な弁(ロート弁)であり、独自の技術開発部分が多く、点検にあたっては高度な技術力・判断力が必要である。部品等も一般に流通しておらず、他業者では入手も困難である。また、構造は外部に公開されていないことから、製造時からデータを保有している業者でなければ、点検整備・良否の判定等の機能診断は不可能である。標記業者は、同上流入弁の製造メーカーであり、上記の履行条件を満たす唯一の業者である。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	配水センター
配水センターほかテレメータ設備点検業務	平成27年8月10日	佐鳥電機㈱ 札幌支店	1,728,000	対象となるテレメータ設備は、日本電気株式会社が制作し、納入・据付したものである。 当該業務は、製造メーカーの技術基準に基づいた点検・調整・良否判断を求めているが、外部にはこの技術基準等は公開されていない。表記業者は同社製品の維持管理を移管された唯一の代理店で、上記の履行条件を満たすことから、業者を特定するものである。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	配水センター